

S E C U R E A C i t yつくば研究学園 集会所使用細則

第 1 条 (趣 旨)

本規約第13条（使用細則）の規定に基づき、本団地の集会所の使用に関し、必要な事項を定めるものとします。なお、本細則における用語の定義については、本規約に定めるものを除き、本細則に定めるものとします。

第 2 条 (使用目的)

集会所は、本団地に現に居住する者（以下「居住者」といいます。）が、次に掲げる目的のため、使用できるものとします。

- 1) 本団地の維持管理に関する諸事項の協議等
 - 2) 居住者の相互親睦・利便等
 - 3) 地域コミュニティの形成等
- 2 前項の規定に係らず、官公庁等が居住者に対して行う説明会等、理事長が認めた場合には、集会所を使用できるものとします。また売主および管理会社は、本団地の管理および販売のための説明会等の目的で使用できるものとし、株式会社プレイスメイキング研究所は、区会立上げ支援業務の委託契約期間において、区会活動の打ち合わせや準備等の目的で使用できるものとします。
- 3 集会所は、政治活動、思想活動、宗教活動および公序良俗に反する行為、または居住者に不快の念を抱かせる行為等に使用することはできません。

第 3 条 (使 用)

団地管理組合法人は、組合員に入室用に非接触カードを1枚貸与するものとします。また、組合員の資格を喪失したときは、その非接触カードを団地管理組合法人に返還しなければなりません。

- 2 非接触カードの日常の維持管理は、組合員の責任と負担において行うこととし、第三者へ貸与してはなりません。
- 3 非接触カードを通常の使用により破損した場合には、ただちに理事長に届け出るものとし、修理または交換にかかる費用については団地管理組合法人の負担とします。
- 4 非接触カードを通常の使用による以外の事由で破損または紛失した場合には、ただちに理事長に届け出るものとし、修理または交換にかかる費用については、組合員の負担とします。
- 5 集会所を個人にて貸切で使用する居住者は、居住者用ホームページにて申し込まなければなりません。
- 6 理事長は、申し込みを受けたときは、使用目的の適否を確認し、適當と認めた場合は、使用を承認します。
- 7 集会所の貸切使用の申し込みをした者は、居住者用ホームページにて予約状況を確認することができます。
- 8 理事長は、使用承認後といえども、その使用に関して適當でないと判断した場合は、その承認を取り消しましたは使用中止を命じることができます。

第 4 条 (使用優先順位)

集会所の使用の優先順位は、次に掲げるとおりとします。なお、理事長は使用承認後であっても、使用日の3日前までに限り、使用優先順位により使用の認否を変更することができるものとします。

- 1) 第一順位：団地管理組合法人に係る会合
- 2) 第二順位：区会に係る会合
- 3) 第三順位：官公署等が居住者に対して行う説明会等
- 4) 第四順位：居住者の親睦、利便をはかる目的による会合

5) 第五順位：その他理事長が認めた場合

第 5 条 (使用時間)

集会所の使用時間は、原則として午前 9 時より午後 7 時までとします。ただし、理事長が必要と認めた場合は、これを変更することができるものとします。

- 2 使用時間の延長は、他の使用に支障がない場合に限り理事長がこれを認める能够のものとします。

第 6 条 (使用料)

集会所の使用は、無償とします。

第 7 条 (使用の変更および取り消し)

集会所を個人での貸切にて使用する者は、居住者用ホームページにて使用開始時間より前に申し込むことにより、その使用を変更および取り消すことができます。

第 8 条 (遵守事項)

集会所使用者は集会所の使用について、次に掲げる事項を了承し、遵守しなければなりません。

- 1) 使用にあたっては、第 3 条第 3 項により承認を受けた者を使用責任者と定め、使用責任者は集会所の使用に伴うすべての責任を負うこと。
 - 2) 集会所使用者は、使用終了後すみやかに清掃、備品等の整理整頓、火気の点検および戸締まりを行う等、元の状態に戻したうえで、使用責任者に連絡し、使用責任者が確認すること。
なお、ごみは放置せずに持ち帰ること。
 - 3) 集会所では原則飲酒、喫煙をしないこと。ただし、飲酒については理事長が認めた場合はその限りではないこと。
 - 4) 他の居住者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - 5) その他理事長より指示があるときは、これに従うこと。
- 2 集会所使用者が前項に掲げる事項を遵守しない場合には、理事長は、理事会の決議を経て、当該使用者の以後の使用を制限することができます。

第 9 条 (事務の委託)

理事長は、本細則に定める事務の全部または一部を、第三者に委託することができるものとします。

第 10 条 (細則の改廃等)

本細則の改廃は、本規約第 40 条（総会の会議および議事）第 2 項に定める総会の決議を経なければなりません。

- 2 本細則に定めのない事項が生じたときは、理事会で協議をして決定するものとします。

以 上